

新潟県社会的養育推進計画（改定案）の パブリックコメントの実施について

1 計画の概要と改定の目的

- 本計画は令和 2 年 3 月に令和 2 年度から 11 年度までの 10 年間の計画として策定。
- 令和 4 年改正児童福祉法において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずることとされたことを踏まえ、国策定要領（令和 6 年 3 月）に基づき、現行計画を全面的に見直すもの。
- なお、県と市の間では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われていることから、一体的として策定。

2 計画の期間

- 令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間
※現行計画の計画期間（令和 2 年度～11 年度（10 年間）のうち、後半 5 年間）

3 計画改定のポイント

<施策項目>

- 策定項目は令和 4 年改正児童福祉法の内容等を踏まえ、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）」の理念に基づく支援の在り方を中心とした構成に見直し、項目を追加。

<指標の設定>

- 国策定要領に沿って、項目ごとに評価のための指標を設定し、毎年度、自己点検・評価を実施するとともに、社会福祉審議会に報告。

4 策定経過・スケジュール

- R6 年 6 月 第 1 回新潟県社会的養育推進計画検討委員会
構成員：学識経験者、関係施設、里親会、弁護士、当事者等
- R6. 7 月～9 月 施設入所児童及び里親委託児童、退所者へのアンケート調査
- R6 年 10 月 第 2 回検討委員会
- R6 年 12 月 第 3 回検討委員会
- R7 年 1 月 新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取
新潟市社会福祉審議会児童福祉専門分科会での意見聴取
- R7 年 2 月 3 日～3 月 5 日（30 日間）
パブリックコメント実施
- R7 年 3 月 計画策定

【参考資料 1】新潟県社会的養育推進計画（改定案）の概要

【参考資料 2】新潟県社会的養育推進計画（改定版）素案